

浜松市サービス事業者振興事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者相互の連携を進めるとともに、介護サービス事業者に対する不適正事例等に関する研修、効果的な情報提供体制の構築及び利用実態調査等を通じ、利用者が適切にサービスを選択できる市場環境を整備することを目的として定める。

(対象)

第2条 本市の介護保険制度において、次に掲げる介護サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 指定居宅（介護予防）サービス事業者
- (2) 指定居宅介護（介護予防）支援事業者
- (3) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者
- (4) 介護保険施設
- (5) その他市長が必要と認めた事業者

(事業)

第3条 第1条に規定する目的を達成し、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業者相互の連携に関する事
- (2) 行政情報等の提供及び事業者の情報提供に関する事
- (3) 介護サービスの質の向上のために必要な研修及び調査・研究に関する事
- (4) その他介護サービスの利用状況等の調査・情報提供等の目的を達成するために市長が必要と認める事業の実施に関する事

(実施方法)

第4条 事業者内の研修等を充実させるための支援を行うとともに同一サービス種別の事業者あるいは異なるサービス種別の事業者間の交流を行い、他事業者の長所を参考にサービス内容を改善していく。

2 訪問介護員、介護・看護職員、理学療法士、作業療法士及び栄養士等同一職種の職員が一同に会し、課題や問題点・解決策について研修・意見交換することにより介護サービスの見直しを図る。

(実施回数)

第5条 全事業者を対象とした、全体研修会を年1回程度とし、実践的な学習及び職員間の交流が期待できる事業者別・職種別研修会等を、必要に応じて実施する。

(連 携)

第6条 浜松市介護サービス事業者連絡協議会等と連携を図りながら事業の企画・運営を行う。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。